

## 蒲郡市の人事行政の運営等の状況の公表

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の定員の状況

部門		職員数		対前年増減数
		H29 年度	H30 年度	
一般行政部門	議 会	6 人	6 人	0 人
	総 務	89	99	10
	税 務	30	30	0
	民 生	166	216	50
	衛 生	60	63	3
	農林水産	13	13	0
	商工・観光	13	13	0
	土 木	48	49	1
小 計		425	489	64
特別行政部門	教 育	52	44	△8
	消 防	113	113	0
小 計		165	157	△8
普通会計 計		590	646	56
公営企業等会計 部門	病 院	435	413	△22
	水 道	16	16	0
	下水道	16	16	0
	その他	63	53	△10
小 計		530	498	△32
合 計		1,120	1,144	24

#### (2) 職員数の推移（各年 4.1 現在）

部門別	年度						過去 5 年間の増減数 (率)
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
一般行政	人 404	人 404	人 416	人 423	人 425	人 489	人 85 ( 21.0%)
教育	46	53	48	52	52	44	△2 ( △4.3%)
消防	109	112	112	112	113	113	4 ( 3.7%)
普通会計 計	559	569	576	587	590	646	87 ( 15.6%)
公営企業会計 計	500	517	523	522	530	498	△2 ( △0.4%)
合 計	1,059	1,086	1,099	1,109	1,120	1144	85 ( 8.0%)

(注) 職員数は一般職（教育長を含む(29 年度まで)）に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、非常勤・臨時は除いています。

(3) 採用・退職者の状況 (H29. 4. 2～H30. 4. 1 採用者、H29 年度退職者)

区分	定年退職者	勸奨退職者	普通退職者	退職者 計	採用者
市長部局	18	2	64	84	116
行政職	9	-	4	13	25
保育職	1	-	8	9	49
医療職	6	2	51	59	41
技能労務職	2	-	1	3	1
議会事務局	-	-	-	-	-
行政職	-	-	-	-	-
技能労務職	-	-	-	-	-
消防本部	1	-	-	1	2
消防職	1	-	-	1	2
教育委員会	-	-	12	12	5
行政職	-	-	-	-	-
技能労務職	-	-	-	-	-
教育職	-	-	12	12	5
監査事務局	-	-	-	-	-
行政職	-	-	-	-	-
計	19	2	76	97	123

(注) フルタイム再任用職員・任期付職員（ともに退職時は普通退職扱い）を含みます。

## 2 職員の人事評価の状況

### (1) 人事評価の状況

対象者	全職員
対象期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
評価項目	能力評価 業績評価
評価区分	T1～T4の4段階評価
評価回数	年1回

#### ※達成度基準表

区分	達成程度
T1	目標を上回る
T2	ほぼ目標どおり
T3	やや目標を下回る
T4	大きく目標を下回る

### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	蒲郡市	
	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用		
標準に加え、上位の区分も適用		
標準に加え、下位の区分も適用		
標準の区分のみ適用	○	○
ロ 人事評価を実施していない		

### 3 職員の給与の状況

#### I 給与の状況

##### (1) 人件費の状況（平成 29 年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (H30. 3. 31)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 28年度の人件費率
80,379 人	27,705,011 千円	5,242,250 千円	18.9%	18.8%

(注) 人件費には、特別職等に支給される給料、報酬などを含みます。

##### (2) 職員給与費の状況（平成 29 年度普通会計決算）

職員数 (A)	給与費				1人当り給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
646 人	2,024,003 千円	425,074 千円	769,340 千円	3,218,417 千円	4,982 千円

(注) 1. 職員手当には、退職手当を含みません。

2. 職員数(再任用短時間勤務職員を含む)は、平成 30 年 4 月 1 日現在の人数です。

##### (3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（H30. 4. 1 現在）

区 分	一般行政職職員		全職員	
	蒲郡市	国	蒲郡市	国
平均給料月額	301,700 円	329,845 円	301,500 円	339,120 円
平均給与月額	330,380 円	410,940 円	326,395 円	417,230 円
平均年齢	38.4 歳	43.5 歳	37.5 歳	43.1 歳

(注) 1. 平均給与月額は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当の合計額の平均です。(国は、単身赴任手当、特勤勤務手当などを含みます。)

##### (4) ラスパイレス指数の状況

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
ラスパイレス指数	100.1	101.5	101.4	102.1

(注) 1. ラスパイレス指数とは、一般行政職の各経験年数別の平均給料月額を国家公務員を 100 とした場合と比較したものです。

##### (5) 職員の初任給の状況（H30. 4. 1 現在）

区 分		蒲郡市		国	
		初任給	採用 2 年後給料額	初任給	採用 2 年後給料額
一般行政職	大学卒	185,800 円	198,500 円	179,200 円	192,700 円
	高校卒	151,500 円	162,700 円	147,100 円	156,800 円
技能労務職	高校卒	165,900 円	179,800 円	—	—
	中学卒	149,200 円	159,900 円	—	—

(注) 1. 採用試験に合格し、学校卒業後直ちに採用された者の初任給と、その者が 2 年後に受け取ることとなる給料額を掲げてあります。

2. 国の大学卒の初任給は、一般職（大卒）の額です。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (H30. 4. 1 現在)

経験年数	一般行政職			
	大学卒		高校卒	
	蒲郡市	国	蒲郡市	国
10～15年	280,700円	293,000円	264,200円	242,800円
15～20年	328,100円	333,000円	295,900円	283,900円
20～25年	377,100円	372,400円	355,600円	329,300円
25～30年	401,200円	399,300円	375,900円	359,000円
30～35年	443,600円	406,500円	391,900円	380,700円
35年以上	434,700円	408,400円	—	393,500円

(7) 一般行政職級別職員数の状況 (H30. 4. 1 現在)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	次長	課長	課長補佐	係長	主事	主事	主事補	
職員数	6人	9人	49人	44人	40人	80人	73人	47人	348人
構成比	1.7%	2.6%	14.1%	12.6%	11.5%	23.0%	21.0%	13.5%	100%
1年前の構成比	2.5%	3.3%	12.8%	13.6%	14.1%	18.8%	21.6%	13.3%	100%

II 職員手当の状況

(1) 期末勤働手当 (H30. 4. 1 現在)

区分	蒲郡市		国	
	期末手当	勤働手当	期末手当	勤働手当
6月期	1.225月	0.900月	1.225月	0.900月
12月期	1.375月	0.900月	1.375月	0.900月
計	2.600月	1.800月	2.600月	1.800月
その他	職制上の段階・職務の級などによる加算措置あり		職制上の段階・職務の級などによる加算措置あり	

(2) 地域手当 (H30. 4. 1 現在)

支給対象職員1人当たり平均支給年額 (H29年度決算)		831,354円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
医師	16%	52人	16%
任期付教員	10.5%	7人	

(注) 平成18年度に調整手当から地域手当に変更しています。

(3) 退職手当 (H30. 4. 1 現在)

区分	蒲郡市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)	
退職時特別昇給	平成12年度から制度廃止		平成16.5.1から制度廃止	
1人当たり平均支給額	2,420千円	20,419千円	(普通退職14人、定年・勸奨退職15人)	

(注) 1 1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種にかかる職員に支給された平均額です。

2 支給額は退職時の給料月額に勤続年数に応じた支給月分を乗じた額が支給されます。

(4) 時間外勤務手当（普通会計）

年度	内容	支給額
H29 年度	支給総額	155,005 千円
	職員 1 人当り支給年額	293 千円
H28 年度	支給総額	170,078 千円
	職員 1 人当り支給年額	296 千円

(5) 特殊勤務手当（H29 年度普通会計）

内 容	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	33.7%
支給対象職員 1 人当り平均支給年額	136 千円
手当の種類（手当数）	6 種類
代表的な手当の名称 （危険・困難・不快・不健康な業務に対する手当）	消防手当 衛生手当

(6) その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との同異
扶養手当 (H30.4.1 現在)	配偶者 月額 10,000 円 子 月額 8,000 円 子（配偶者がいない場合 1 人のみ）月額 10,000 円 父母等 月額 6,500 円 父母等（配偶者・子がいない場合 1 人のみ） 月額 9,000 円 16 歳以上 22 歳未満の子の加算額 月額 5,000 円	同
住居手当 (H30.4.1 現在)	借家限度額 月額 27,000 円	同
通勤手当 (H30.4.1 現在)	交通機関利用者の最高支給限度額 月額 55,000 円 交通用具利用者 2Km 未満 支給なし 2Km～5Km 月額 2,500 円 5Km～10Km 月額 5,000 円 以下 5Km 区分ごとに 2,500 円加算 最高額 40Km 以上 月額 22,500 円	同 同 2,000 円 4,200 円 2,900 円加算 40Km～45Km 月額 24,400 円 45Km～50Km 月額 26,200 円 50Km～55Km 月額 28,000 円 55Km～60Km 月額 29,800 円 60Km 以上 31,600 円

Ⅲ 特別職の報酬等の状況

(1) 特別職の報酬等（H30.4.1 現在）

区 分	給料または報酬月額	期末手当の支給割合		
		6 月期	12 月期	計
市 長	927,000 円	1.575 月	1.725 月	3.300 月
副市長	781,000 円			
教育長	697,000 円			
議 長	532,000 円			
副議長	489,000 円			
議 員	457,000 円			

(注) 1. 平成 18 年 4 月 1 日から収入役を廃止し、市長・副市長の退職手当の支給率を従前の 1/2 に改定しています。  
2. 平成 22 年 4 月 1 日から特例条例を廃止し、減額改定を行っています。

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 勤務時間・休憩時間

勤務時間	月曜日から金曜日までの各日の8時30分から17時15分まで (休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当り38時間45分)
休憩時間	正午から午後1時まで
休日	週休日(土、日曜日)、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

(注) 職務又は職場の特殊性によって、特別の形態で勤務する職員もいます。

##### (2) その他の勤務条件 (主な休暇の種類)

区分	事由	付与日数
年次有給休暇		1年につき20日
病気休暇 (有給)	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	90日の範囲内でその療養に必要と認められる期間
特別休暇 (有給)	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄液の提供希望者として登録を行う場合、又は骨髄液移植のため、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間
	自発的、かつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合(専ら親族に対する支援となる活動は除く)	1の年度において5日以内の期間
	職員が結婚する場合	連続する5日以内の期間
	8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合<産前休暇>	出産の日までの申し出た期間
	女性職員が出産した場合<産後休暇>	出産の日の翌日から8週間
	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
	職員の妻が出産する場合	2日の範囲内の期間
	職員の妻が出産する場合であって、産前産後の8週間に当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がこれらの子を養育する場合	当該期間内における5日の範囲内の期間
	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護をする場合	1の年度において5日(2人以上は10日)以内の期間
	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護・世話をする場合	1の年度において5日(要介護者2人以上は10日)以内の期間
	親族が死亡した場合	親族に応じ定められた期間
	夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため認められる場合	7月から9月までの期間内における5日の範囲内の期間
介護休暇 (無給)	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内の期間
介護時間 (無給)		介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内の期間

(3) 年次有給休暇の取得状況 (H29 年度実績)

区 分	人 数	日 数	1 人当り日数
本庁等	385 人	3,989.4 日	10.4 日
保育園	108	747.8	6.9
消 防	108	1,396.2	12.9
競 艇	24	312.8	13.0
病 院 (医療)	378	3,322.8	8.8
計	1,003	9,769.0	9.7

(4) 育児休業等取得者の状況

① 育児休業取得者

区 分	H29 年度中に新に取得した職員数	H28 年から継続して取得した職員数
女性職員	22 人	39 人
一般事務職	6	11
保育職	3	12
医療職	13	16
男性職員	-	-

② 部分休業取得者

区 分	H29 年度中に新に取得した職員数	H28 年から継続して取得した職員数
女性職員	7 人	12 人
一般事務職	5	2
保育職	1	1
医療職	1	9
男性職員	-	1

**5 職員の分限及び懲戒処分の状況**

(1) 分限処分の状況 (H29 年度)

(単位：人)

処分の事由		処分の種類	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績が良くない場合	地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号	-	-	-	-	-	-
心身の故障の場合	地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号 第 2 項第 1 号	-	-	9	-	-	9
職に必要な適格性を欠く場合	地方公務員法第 28 条第 1 項第 3 号	-	-	-	-	-	-
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	地方公務員法第 28 条第 1 項第 4 号	-	-	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	地方公務員法第 28 条第 2 項第 2 号	-	-	-	-	-	-
条例で定める事由による場合	地方公務員法第 27 条第 2 項	-	-	-	-	-	-
計		-	-	9	-	-	9

(注) 分限処分とは、心身の故障、刑事事件での起訴など職務が十分に果たせない場合において、公務能率の維持を目的に行う処分です。

## (2)懲戒処分状況 (H29 年度)

(単位：人)

処分の事由		処分の種類	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号		-	-	-	-	-
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号		-	-	-	-	-
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号		1	-	-	-	1
計			1	-	-	-	1

(注) 懲戒処分とは地方公務員法などに違反した場合や職務上の義務違反などに対して、秩序維持を目的に行う処分です。

## 6 職員のサービスの状況

## (1) 服務制度に関する研修等の実施状況

地方公務員法に定められた市職員としての義務を周知徹底するため、新規採用予定者研修を始め各種研修等において服務制度に係る研修を実施しました。

また、随時、通知文書により服務規律の徹底を図りました。

## (2) ハラスメント対策

ハラスメント（セクシュアル・パワー・モラル）の防止及び排除に関する要綱を定めています。平成 29 年度からは新たに外部相談窓口（ヘルプライン）を設置して職場におけるハラスメントの防止に努めました。

## (3) 営利企業等への従事許可状況 (H29 年度)

区 分	地区役員等	農業・不動産収入	計
市長部局	32 人	11 人	43 人
議会事務局	-	-	-
消防本部	1	3	4
教育委員会	4	-	4
監査事務局	-	-	-
計	37	14	51

## (4) 時間外・休日勤務の状況 (H29 年度)

区 分	時間外・休日勤務	
	時間	時間/人
市長部局	111,406	134.8
議会事務局	346	86.5
消防本部	23,190	231.9
教育委員会	4,032	175.3
監査事務局	476	238.0

## 7 職員の退職管理の状況

### 再就職情報の届出

働きかけ規制の実効性を高めるため、再就職した元職員（課長級以上）に対し、離職後2年間、再就職先情報の届出を義務付けています。

29年度届出 2件

## 8 職員の研修の状況

### (1) 職員研修の状況 (H29 年度)

	研 修 名	研修日数	受講者数
新規採用 職員研修	新規採用予定職員研修	4 日	22 人
	新規採用職員後期研修	3	46
	新規採用予定任期付研修	延 1	51
一般研修	初級職員研修	4	20
	中級職員研修	4	19
	新任課長研修	2	27
特別研修	公務員倫理研修	0.5	26
	待遇研修	0.5	27
	安全運転研修	延 2.5	282
	メンタルヘルスラインケア研修	0.5	28
	メンタルヘルスセルフケア研修	0.5	70
	普通救命研修	延 4	119
	地方自治法研修	3	16
	地方公務員法研修	3	18
	待遇基本研修	延 4	237
	人事評価評価者研修	延 2	135
	人事評価目標設定研修	延 1	122
	パワーハラスメント防止研修	2	103
	コンプライアンス研修	—	全職員
	保育園職員秋季研修	0.5	132
	幼児教育研修会	0.5	152
	地域支え合いのまちづくり講演会	0.5	7
	e-ラーニングによる個人番号制度研修	最大 121	648
	e-ラーニングによる情報セキュリティ研修	最大 121	648
	e-ラーニングによるマイナンバー事務研修	最大 86	645
	障害者差別解消に関する研修	0.5	50
	福祉避難所勉強会	0.5	17
	公共施設マネジメント研修	1	40
	東三河地域防災協議会研修会及び研究成果発表会	0.5	60
	行政改革推進研修	0.5	100
	応急危険度判定士講習会	0.5	10
	外国人サポート研修	延 1	61
	立地適正化計画に関する勉強会	0.5	51
	協働まちづくり職員研修	1	44
	個人情報保護制度及び情報公開制度研修	延 1	62
	健康化政策全庁的推進プロジェクト研修会	0.5	84
	市民病院公開講座講演会	0.5	100
	防災職員研修	0.5	32
	ゲートキーパー養成研修	0.5	63
移動系防災行政無線操作説明会	延 2	141	
派遣研修	自治大学校（第2部ほか）	延 79	2
	市町村職員中央研修所主催	延 43	7
	国際文化研修所主催	延 13	3
	愛知県市町村振興協会研修センター主催	延 77	77
	愛知保育士研修協議会主催	延 14	8
	全国市長会主催	1	1
	他市町村主催	延 1	7
	東三河広域協議会主催	4	5
民間団体主催	延 15	10	
自主研修	通信教育研修		17
	e-ラーニング（自治大学校提供）		10
	e-ラーニング（研修センター提供）		12
	e-ラーニング（アカデミー提供）		2
	自主研究グループ活動		28
合 計			4,704

## 9 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 共済制度

地方公務員共済組合事業	費用負担	加入団体	H29 年度負担金
短期給付事業（健康保険） 長期給付事業（共済年金） 福祉事業（保健事業） 介護給付事業	組合員の掛金 50% 市の負担金 50%	愛知県市町村職員共済組合	1,285,915 千円

### (2) 互助会の状況（蒲郡市職員互助会）

H29 年度主な事業	事業内容	H29 事業費
共済給付事業	結婚祝金、長期勤続祝金、入学祝金、弔慰金、退会一時金 ほか	10,181 千円
全体事業	バス旅行、テーマパーク入場補助	1,304 千円
クラブ補助事業	野球部を始めとする 11 クラブに対する活動費の助成	648 千円
支部事業	本庁支部を始めとする 6 支部事業に対する事業費助成	2,661 千円
職場親睦事業助成	職場親睦事業に対する助成	2,530 千円
H29 年 4 月 1 日現在会員数 1,155 人		
市交付金 7,230 千円		1 人あたり 6,260 円

(注) 1 事業費会員負担額 = 給料月額 × 3/1000

〃 市交付金 = 事業実績による精算方式

2 公費負担事業（全体事業等）と掛金負担事業（共済給付事業）の経理区分の明確化を図っています。

### (3) 安全衛生管理体制

職員の安全の確保、健康の保持増進などの諸施策を効果的に推進するために、蒲郡市職員安全衛生管理規程の定めるところにより、総括安全衛生管理者を組織の長とする安全衛生管理体制を整備しています。

機関として、消防本部及び消防署の職場（消防）、市民病院の職場（病院）、前出の 2 つに属さない職場（本庁）においてそれぞれ安全衛生委員会を設置し、総括安全衛生管理者の指揮のもとに安全衛生に係る業務を行っています。

定期健康診断ほか主な健康管理の実施状況（H29 年度）			公務災害の発生状況（H29 年度）		
種類		受診者数	区分	公務災害	通勤災害
定期健康診断	上期（7 月）	824 人	市長部局	11 件	2 件
	下期（1 月）	401 人			
人間ドック・脳ドック （共済組合による保健事業）		336 人	教育委員会	-	-
			消防本部	1 件	-

### (4) 利益の保護の状況（H29 年度）

区分	継続事案	新規事案	繰越事案
勤務条件に関する措置の要求	なし	なし	なし
不利益処分に関する不服申立て	1 件	なし	なし

(注) 公平委員会報告事項によるものです。